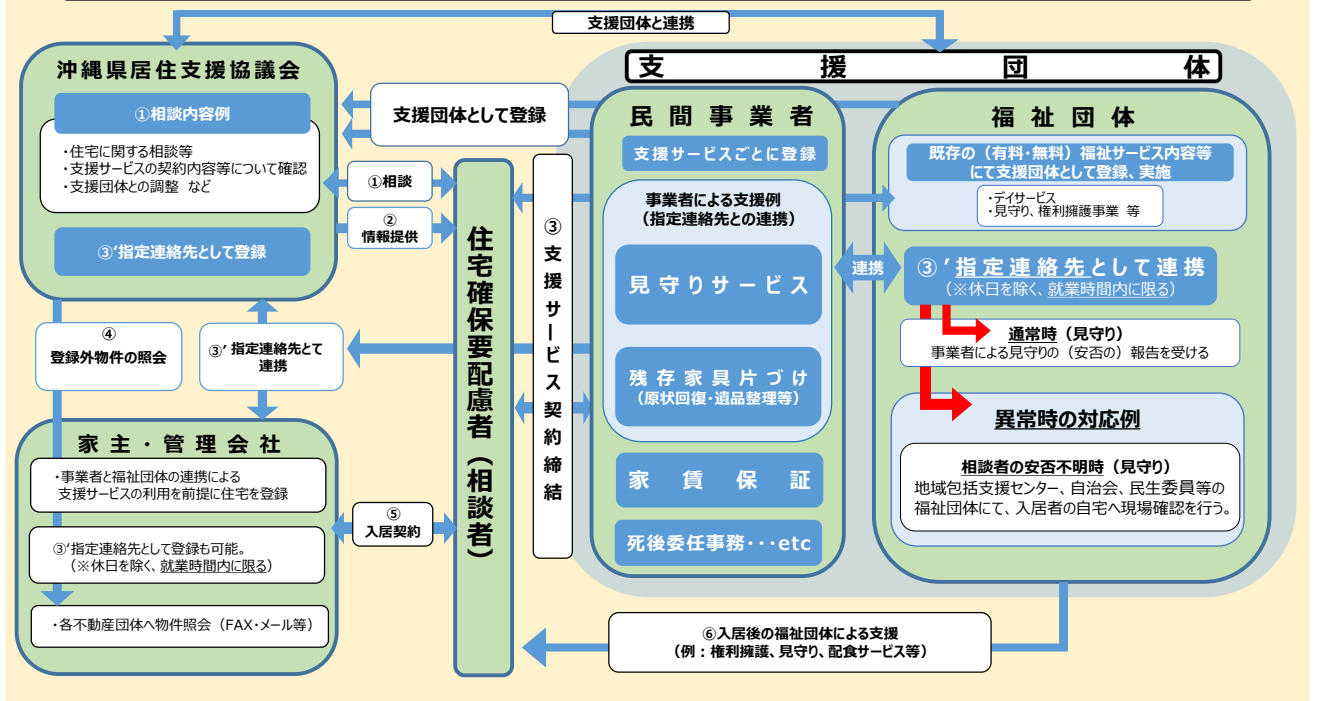
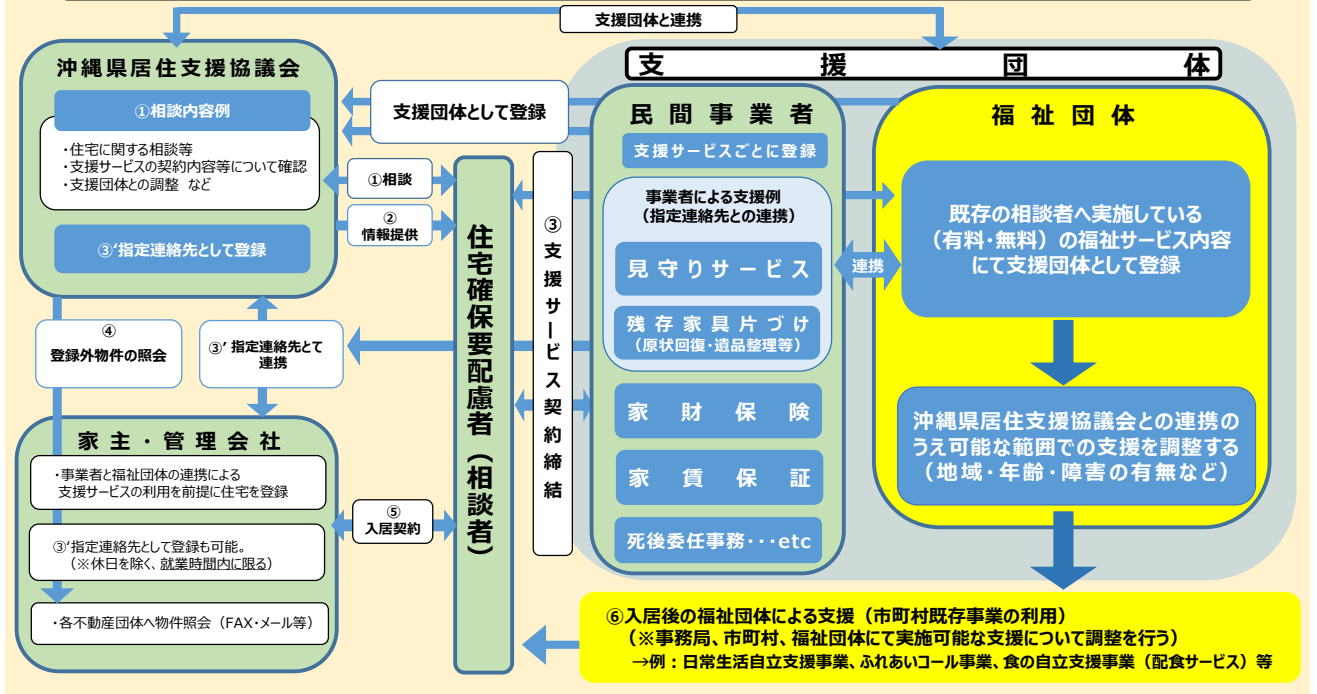


事業者・福祉団体との連携についてスキーム（案）（第2回WG時点）



事業者・福祉団体との連携についてスキーム（11/29時点）



議事次第 2 沖縄県あんしん貸貸支援事業

2 - (2)

沖縄県あんしん貸貸支援事業における「住宅」「協力店」「支援団体」の登録状況
(11月1日時点)

- 「住宅」：63件
- 「協力店」：9件
- 「支援団体」：2件（那覇市社会福祉協議会、ホームネット株式会社）
- 「入居件数」：4件（内訳：高齢者3件、障がい者1件）

【参考】登録された民間事業者_ホームネット株式会社（次第3にて詳細説明）

- 週2回の電話による安否確認サービス。確認結果を親族等の指定連絡先へメールにてお知らせする。
- 居室内での不慮の事故による「原状回復」「遺品整理」「葬儀費用」を保証する。
- 料金等【初回登録費用：10,000円（税別）、月額利用料：1,500円（税別）】

2 - (3)

相談員の設置について

1) 現在の事務局の役割・業務について

- 現在の事務局業務の内容
 - ①協議会経費の管理（補助金申請関係）
 - ②会議等開催に係る業務
 - ③協議会の広報・周知
 - ④住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国事業）に関する業務

※現協議会予算は上記事務局業務の予算であり、相談員業務は含まれていない。
今後、相談員の設置を検討するにあたり、予算（増額など）・人員の確保が必要。

○今後、居住支援協議会は福祉団体・民間事業者と連携を図る必要があると考える。
そのため、相談員設置（充実）する必要があると思われる。

※「現事務局業務の確認」と「相談員の役割分担」が必要。

理由：沖縄県あんしん貸貸支援事業のスキーム修正に伴い、問合せ件数など、増大していくことが予想される。そのため、相談員の設置は必須であると考え。

【参考：問合せ件数】（別紙資料 p.1）

「26年度：38件」 「27年度：147件」 「28年度（10月末）：77件」

2) 相談員の要件

○事業の円滑運営には、福祉 or 不動産関係の知識のある相談員の設置が必要と考える。本事業は、複数の福祉制度の利用と民間事業者の支援サービスの活用を前提に入居支援を行うという事業であるため、相談を受ける窓口には専門のスキルを持った相談員（有資格者）の設置が必要と考える。

（別紙資料 p. 2__福岡市事例）

○相談員設置方法・場所（委託）なども検討が必要である。

具体的な業務（例）

- ・相談（相談者の状況確認、活用可能な支援の検討→事務局と連携等）
- ・福祉制度の活用に向けた調整（見守り、連絡先、異常時の確認、配食、など）
- ・物件案内、契約時の同行（既存福祉団体との調整・連携）

※あんしん賃貸支援事業の実施当初は、福祉団体による支援を想定していたが福祉団体は既存業務の業務過多などにより、福祉団体のみでの支援は難しいと判断。

3) 市町村ごとの支援体制・連携の構築について

○相談者の多くは、高齢者、障がい者等であり、生活保護・年金受給者等の低所得者である。また、保証人の確保が難しい等の複数課題を有しており、自力で転居先を確保することは困難な状況となっている。

○現在は、事務局より情報提供を行うのみの支援となっている。上記相談者を支援していくために、相談員の設置を検討しているが、市町村・福祉団体と連携を図り支援体制の構築を図る必要があると考える。

→市町村管轄の各福祉団体（高齢、障がい、生保など）相互の連携を図り、横断的な入居支援体制を構築する。（協議会相談員との連携）

→最終的には、市町村単位の協議会を設立し、本協議会と連携を図り、地域単位の支援体制の構築を目指す。

2 - (4) 沖縄県あんしん賃貸支援事業説明会について（年度内開催予定__事業計画）

○支援体制が不十分な中で説明会を開催する必要はあるか。

→（相談員の未設置、支援団体 2 件）

理由：相談・支援体制がない中で周知活動を行うことは、相談者をたらい回しにしてしまう恐れがある。よって、支援体制の構築が優先だと考える。

→今年度内に予定していた説明会については開催せず、相談員の設置に向けた検討を行っていく。

※支援団体（福祉団体・事業者）の確保・登録依頼については継続して行い、相談員設置に向けた協議を行う。